

福祉サービス第三者評価  
評価結果報告書  
令和5年度

企業組合スカイ・ウイング  
保育園スカイ・ウイング

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

# 目次

## サービス第三者評価結果報告書

### ◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

### ◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

#### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

#### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

### ◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

#### A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

#### A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

#### A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

## 福祉サービス第三者評価結果 の概要

### ①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

### ②施設・事業所情報

名称:	保育園スカイ・ウイング
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	斎藤 恵美
定員(利用人数):	120名(利用人数:117名)
所在地:	〒230-0051 横浜市鶴見区中央5-11-8
TEL/FAX:	TEL: 045-521-8880 FAX: 045-521-8882
ホームページ:	<a href="https://sky-wing.jp/">https://sky-wing.jp/</a>
開設年月日:	2000年11月13日
経営法人・設置主体:	企業組合スカイ・ウイング

職員数	常勤/非常勤	常勤:26名	非常勤:12名
	専門職員(名称)	園長:1名 主任:1名 保育士:25名 保育補助:4名 看護師:1名 栄養士:1名 調理員:3名 事務員:2名	

施設状況

保育室:6室	トイレ:10個
調理室:1ヶ所	事務室:1室
園庭:有	

### ③理念・基本方針

**【理念】**  
子ども一人一人を大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す。

**【保育方針】**  
安全面においては当然ながら子どもたちが縛られることなく楽しく過ごせるように配慮し、衛生面においても気配りする。子どもたちが預けられるのではなく“来たい”と思う保育園を目指し保護者の方とも連絡を密にし、バランスのとれた給食で心身ともに健やかな成長を促す。

**【保育目標】**  
表現豊かな子(喜怒哀楽といった感情表現のできる子)  
人の痛みが分かる子(人や生き物に対して思いやりのある子)  
前向きな粘り強い子(自分の意見や考え方をきちんと相手に伝え、良い方法を考え、最後まで努力しやり遂げる子)

④施設・事業所の特徴的な取組

都市部にある保育園であることから土地の確保が難しく、国道沿いのビルで運営している保育園です。そのため、改築、改修を進め、ビルの屋上に遊技場を作ったり、室内を防水加工して大きな屋内プールを置いたり、駐車場を改修して畑や園庭を作ったりと工夫しております。

【屋外活動】

近くの公園に行くこともあるが、屋外遊技場や、園庭でたくさん体を動かして遊んでいます。夏場は気温の上昇もあることから駐車場や屋外遊技場で水遊びやプール遊びを楽しんでいます。

【行事について】

当園は、行事に力を入れていて年間通して様々な行事を行っています。運動会や発表会はもちろんの事、園開放、お祭り、運動会、ハロウィンパーティー、クリスマス会、初釜、遠足等様々な行事を行っています。

【食育について】

駐車場を改修し、畑を作り、そこで育てた野菜や果実などを食べるといった取り組みをしています。日々の給食に力を入れているのはもちろんのこと、行事食、テーブルマナー、調理実習等、様々なことに取り組んでいます。

【課外教室】

ピアノ、体育教室、英会話教室等を行っています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和5年5月24日

訪問調査日：令和5年11月17日

評価結果確定日：令和6年3月4日

受審回数(前回の時期)

- 回(前回: 年度)

## ⑥総評

## ◇特長や今後期待される点

**1) 様々な課外教室やプログラムを生かした保育の実践**

保育園の特色として幼児クラスでは課外教室があります。外部講師による体操教室で基本的な運動が身につくように取り組んでいます。そのほか表現の豊かさを広げるためにダンスやピアノを取り入れています。英語教室や日頃の保育の中でワークを取り入れています。ワークでは、子どもの10の姿を意識し、子どもが興味関心が持てるように声かけを行うなどして子どもに無理のないように取り組んでいます。

**2) 畑から収穫した野菜や果実を通じて五感を育んでいます**

敷地内に畑を作り栽培活動を行っています。畑では、野菜の種まきから行い、花が咲き実が付き、収穫するまでの過程を目にしています。空芯菜やきゅうり、ピーマン、パプリカ、とうもろこし、大根を育てて収穫し、収穫した野菜は調理して給食で提供しています。果物では、キュウイフルーツやブルーベリー、獅子ゆず、かりん等を育て、季節の果実に触れています。四季折々の野菜や果物を目にしたり、収穫して食べることで食への興味関心を深めるとともに、子どもの五感の育みにつながっています。さらに、野菜や果実の栽培中には、昆虫など生き物を目にする機会にもなり、自然にふれあう体験にもなっています。

**3) 各種マニュアル・手順書の管理・整備が望まれます**

園には、「プール・水遊びの活動について」や「給食時の注意事項」「嘔吐処理方法」など、さまざまなマニュアル・手順書が作成され、それぞれの対応を行っています。しかし、これらマニュアルや手順書は各クラスや用途にあった場所に点在しているため、いざという時に確認しづらい現状があります。今後は、各種マニュアル・手順書をまとめ、管理・整備することが望まれます。

**4) 苦情・意見をもとに、より良い保育園運営が期待されます**

職員は、日々、保護者とのコミュニケーションを大切にし、園の運営に対して理解を得られるよう努めています。しかし、保護者が園の運営に対して、疑問や意見があった場合、第三者に相談できる窓口の周知・浸透が十分でない状況です。今後は、苦情・意見の窓口を明確にして、保護者に周知し、意見をもとにしたより良い園の運営が期待されます。

**⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント**

今回が初めての受審となり手探り状態で保育や運営に対し振り返りを行いました。評価内容について話し合っていくうちに新たな着眼点に気づいたり、またしっかり取り組めている内容につきましては太鼓判を押していただいたような更なる自信やより良い保育への意識へつなげていくことができたかと思えます。今回の評価結果を受け、新たな視点を持ち、保護者の方々と手を取り合いながら、園児さんを中心とした保育を行い卒園されるその日にはスカイウイングでよかったと思っただけのよう、日々子どもたちとの時間を大切に過ごして参りたいと思えます。

**⑧第三者評価結果**

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

## 第三者評価結果（共通評価基準）

- \* 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- \* 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	<b>b</b>
---	-----------------------------------	----------

**【判断基準】**

a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。

b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。

c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育園スカイ・ウイングの理念は『子ども一人一人を大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す』としており、園のホームページやパンフレットにも保育方針・保育目標を記載し、周知を図っています。職員には、毎年度4月の会議で、理念・方針・目標について確認しており、各クラスの保育計画をまとめたファイルの表紙にも記載し、常に確認できるよう工夫されています。保護者には、園長が、入園式やクラス懇談会で理念・方針について説明していますが、周知されていないと評価しています。</p>	
--	--

#### I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	<b>b</b>
---	---	----------

**【判断基準】**

a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。

c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

園長は毎月、法人内の理事会に参加し、法人が分析した社会福祉事業の情報を入手しています。また、その時の社会的な変化で法改正などの保育に関するトピックスがあった場合は、法人で対応を判断していますが、職員周知に課題があります。横浜市私立園長会に参加しており、その場で必要な地域情報を得ています。さらに運営に関するコストや園の利用者の推移は毎月の理事会で情報を共有しています。

第三者評価結果

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

園では、法人と連携し経営環境、組織体制、人材育成等の現状分析に基づき、具体的な経営課題や問題点を明確にしています。経営課題については、会議で職員に周知・共有に努めていますが課題があります。設備の修繕や物品の購入など一つひとつ問題を解決しています。また、昨今の光熱費、物価高騰の面からコストを意識し、消耗品の節約や節水、節電と園全体で取り組んでいます。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してなく、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。



- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

中・長期の収支計画を策定しています。園長・主任が中心となり、園の安定的な運営に向けた、人材育成、修繕など中・長期の計画について話し合っています。また、社会の情勢に合わせての入園児の調整なども法人と相談しながら計画的に進めています。今後は、園長・主任が共有している中・長期的なビジョンを明文化することが望まれます。計画として数値目標等を設定し、取組に対する評価を実施するなど、計画的に園の運営が進められることが期待されます。

第三者評価結果

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
  - ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
  - イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
  - ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
  - エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

単年度の事業計画は、園長、主任の意見を参考にして、法人で作成しています。事業計画の構成は、「基本方針」「年間の行事予定」「事業予算の取り組み」などから成り立っています。行事計画は毎年、職員と見直ししながら時期などを調整しています。今後は、中長期計画を反映させた単年度計画とすることが期待されます。さらに、職員研修の内容や会議体系、人材育成計画・修繕計画など事業計画の内容の充実が期待されます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6 I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
  - ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
  - イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
  - ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
  - エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
  - オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画の行事計画は、園長、主任が職員から意見を聞き取り、計画に反映しています。また、事業計画は事務室に保管されており、職員はいつでも閲覧できるようになっています。見直しは園長・主任・法人の担当で実施しており、年度の反省を踏まえたものとなっています。今後は、見直した計画を職員へ周知し、内容の理解を促す取組を行い、浸透を図ることが期待されます。

第三者評価結果

7 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画の主な内容である行事計画については、行事の前に詳細を職員が保護者に口頭で伝えたり、手紙により周知しています。保護者の行事への参加を促す観点から、保護者参加行事を年間を通して保護者の休みが多い土曜日に設定しています。今後は、事業計画の主な内容を懇談会などで保護者に分かりやすく説明し、周知することが期待されます。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
- イ 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。
- ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

保育の質の向上は、PDCAサイクルに基づいて実施され、各指導計画、行事報告書、保育日誌などをもとに日々の保育について振り返り、次の計画につなげています。保育の内容については、保育帳票をもとに各クラス担任で評価し、評価した内容については、主任補佐・園長で確認しています。保育の内容について、主任・園長で気になることがあれば、各クラス担任に伝え、改善に導いています。園の自己評価については、個人の自己評価をもとに作成し、保護者へも公表しています。

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
--	---

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしていない。
  - ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
  - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
  - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
  - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
  - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園では年度末に、職員の自己評価をもとに園の自己評価を実施しています。園の自己評価として挙げられた課題や改善課題は、主任・園長が分析し、次年度の計画の策定時に反映させていますが、課題によっては職員参画での作成までには至っていないこともあります。職員参画での計画策定の仕組みの強化が期待されます。</p>
---

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
  - ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
  - イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
  - ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
  - エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長の運営管理に関する方針や役割、責任は、職務分担表や施設案内に記載しています。さらに、運営規程にも記載しており、事務室で職員がいつでも確認できるようになっています。また、新年度を迎える職員会議の場で、職員に向け、園長としての方針を打ち出しており、今年度は、「安全に子どもたちを中心に考えた運営」についての説明をしています。園長不在時の有事の際は、主任が代行することになっています。</p>
--

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	<b>a</b>
----	---	----------

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
  - ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
  - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
  - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
  - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長や主任は、各種研修会や横浜市私立園長会などに参加して、社会福祉や児童福祉関係の法令に関して遵守すべき法令や変更点などを把握し、行政や取り引き業者との適正な関係を保持しています。環境への配慮の面については、子どもたちと一緒にゴミの分別をしたり、保護者から協力してもらって収集した廃材（たまごパック、包装紙、新聞紙）を活用し、制作活動を行っています。また、プール活動で使用した水は排水せず水まき用として再利用しています。職員には、横浜市より配付された「より良い保育のためのチェックリスト」をもとに子どもの人権について確認し、チェックリストを各保育室に掲示しています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	<b>a</b>
----	---	----------

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
  - ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
  - イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
  - ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
  - エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
  - オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は、日々の業務の中で各クラスの巡回を心がけています。また、日々の保育日誌や指導計画の振り返りを確認し、保育内容を把握しています。さらに、園長は話しやすい雰囲気作りを心がけ、職員と連携し日々の保育の中で、園全体、クラス、職員などの個々の課題を吸い上げています。そして、改善に向けた話や具体的な提案をしながら、職員とともに保育の質の向上につながる取組をしています。職員には個人の課題に合った研修を紹介し、職員が興味のある研修は、できるだけ参加できるようにシフト調整を行っています。

13	<b>II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</b>	<b>b</b>
----	--	----------

**【判断基準】**

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
  - ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
  - イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
  - ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
  - エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

**<コメント>**

園長は、法人と連携して経営の改善や業務の実行性の向上に努めています。園長、主任が中心となり、職員の仕事量の偏りがないように心がけていますが職員は十分と評価しておらず、職員参加の組織的な体制作りなどで職員への理解が進むことが期待されます。さらに、日常から職員とのコミュニケーションを多く持つようにし、悩みや個々が抱える業務量を把握し、業務時間内で行えるよう采配をしています。園として、業務の改善、職員の働きやすい職場環境の整備として、外付けハードディスクや保育業務システムを導入し業務の効率化や削減で事務時間の確保に努めています。また、休憩中には子どもとのノーコンタクトタイムを意識し、働きやすい職場環境を整備しています。

II-2 福祉人材の確保・育成 0

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

14	<b>II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。</b>	<b>b</b>
----	---	----------

**【判断基準】**

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
  - ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
  - イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
  - ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
  - エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

**<コメント>**

園では、横浜市の配置基準に従い人員配置を徹底し、ゆとりを意識した配置となっています。次年度の体制についての計画としてはまだありませんが、主任と園長とで話し合い、職員の働き方や経験年数を考慮して人材を確保しています。採用活動として、ホームページやハローワークを活用し、積極的な人材確保に努めています。園では5年目までの人材育成計画を策定しており、計画に沿った育成が実施されています。

15	<b>II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</b>	<b>b</b>
----	------------------------------------	----------

**【判断基準】**

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。
  - ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
  - イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
  - ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
  - エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
  - オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
  - カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができていない。

<コメント>  
 園の保育目標・基本方針に基づき「期待する職員像」として、「子どもたちを大切に考える人」「人間性が豊かな人」を掲げています。園ではこれまで一定の人事基準は設けず、日々の職員同士のコミュニケーションや保育内容から主任・園長の判断で評価してきましたが、『保育園スカイ・ウイングにおける人材育成・人事について』でキャリア別のめざす姿を示し、能力行動評価シートの導入で個々の評価を行える仕組みを検討中です。今後は、「期待する人物像」を十分周知し、人事基準を明確にし、職員が自ら将来の姿を描けるような仕組みの整備が期待されます。また、総合的な人事管理が行われることが期待されます。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	<b>II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</b>	<b>a</b>
----	--	----------

**【判断基準】**

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
  - ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
  - イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
  - ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
  - エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
  - オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
  - カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
  - キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
  - ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

職員の就業状況や意向の把握に基づく労務管理の責任者は園長となっています。また、主任・園長は職員の休暇や時間外勤務の情報をもとに、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを確認し、働きやすい職場環境の整備に努めています。さらに、園長、主任は必要に応じて面談し、助言や指導をするなど適切な労務管理をしています。職員の健康管理については、熱中症対策の経口補水液の準備など、安全の確保に努めています。また、看護師が職員の個別の健康相談にも対応しています。主任・園長は、日常的に職員とコミュニケーションを図るとともに定期的に園長面談を行い、就業やプライベートの悩みなどの把握に努め、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。また、職員の借り上げ住宅制度、産前産後休暇や育児休暇、介護休暇、看護休暇など、職員の生活環境や心身の健康管理に気を配り、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組も行っています。

II-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	<b>b</b>
----	------------------------------------	----------

【判断基準】

- a)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
  - ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
  - イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
  - ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
  - エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
  - オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

職員が希望するタイミングで園長、主任と個別の面談を実施しています。園では個別の面談や日々の園長、主任との会話のやり取りから目標を設定しています。園長、主任は、職員の設定した目標に対しての進捗状況は、日々の保育の振り返りで確認しています。今後は、園としての「期待する人物像」を明確化し、職員一人ひとりが同じ目標に向かって進めるようにすることが望まれます。また、目標管理の面からも定められた時期に面談を実施し、目標に対しての進捗や目標達成度の確認をすることが期待されます。

第三者評価結果

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	<b>b</b>
----	--	----------

【判断基準】

- a)保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b)保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c)保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
  - ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
  - イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。

- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

園では、職員の意向を取り入れながら、園長、主任が中心となり研修計画を作成しています。計画された研修内容の見直しについては、状況に応じて適宜、園長、主任が対応しています。外部の研修会にも積極的に参加し、研修参加後はレポートを作成し、職員会議で共有して質の向上に努めています。今後は、「期待する人物像」を計画内に明記し、研修を通して職員が目指すべき姿を周知していくことが期待されます。

第三者評価結果

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c)職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

園長、主任は、職員一人ひとりの知識や技術水準、専門資格の取得状況を把握しており、職員が自主的に必要な研修を受講できるようにシフトなどを調整しています。また、園長、主任が職員の研修の受講状況、報告書の把握、管理をしています。また、個別のOJTについては、職員全員で意識しており、主に経験年数の長い職員が新任職員の人材育成を担当しています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【判断基準】

- a)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。



- エ 指導者に対する研修を実施している。
- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

園では、実習生の受け入れに対して「保育園の楽しさを伝える」「子どもの可愛さを伝える」を基本姿勢としています。また、受け入れの際には実習校の実習プログラムに応じ、責任実習、部分実習などの対応を行います。実習プログラムを確認しながら、早番・遅番などのシフトや希望のクラスなど本人の意向をできるだけ受け入れるように計画しています。実習生を受け入れる時期に合わせ、職員会議で確認し、注意点や心構えを周知することとしています。実習終了時には、職員とともに受け入れ指導者が振り返りを行い、充実した実習を実施できたかについても含めて確認する予定にしています。また、実習期間中には、育成校の担当者に来園してもらい、意見交換の場も設ける予定です。今後は、基本姿勢を明文化し、実習に関わるマニュアルを作成することが望まれます。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	<b>II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。</b>	<b>b</b>
----	---	----------

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
  - b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
  - c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
  - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
  - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
  - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
  - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

ホームページでは、「基本理念」「園の1日の流れ」「施設概要」など、理解しやすいように写真とイラスト入りで見やすく、視覚的に工夫して紹介しています。福祉サービス第三者評価は、今回初めて受審し、今後も定期的に受審する予定です。評価結果はかながわ福祉サービス第三者評価推進機構に公開する予定です。また、苦情相談解決方法については受付担当者、解決責任者、第三者委員などを明文化しています。社会・地域に対しては、園内でのイベントなどを園外に掲示したり、近隣にチラシを配付し、保育所としての透明性の確保に努めています。

第三者評価結果

22	<b>II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</b>	<b>b</b>
----	--	----------

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的を確認されている。
- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

保育所における事務、経理、取引などに関するルールについては、職員会議で共有していますが徹底に課題があります。園内での物品等の購入については、職員から意見を聞き、園長、主任が取りまとめて購入し、法人に報告しています。経理面では、税理士が年に何度か来園しチェックしており、より透明性の高い運営を目指しています。また、運営面については、法人の代表が来園して、指導、助言を受け適切な運営に努めています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
- ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

全体的な計画の「地域の実態に対応した保育事業と行事への参加」で、地域とのかかわり方について考え方を明記しています。園では、地域の子育て世帯に向けての「子育て支援イベント」は園外の掲示板、チラシの配付で案内しています。地域のお祭りに参加したり、戸外活動の際に挨拶をしたりして地域との交流しています。また、見学会は随時受け付けており、年間で100組近く対応しています。

第三者評価結果

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

園では、ボランティアを受け入れるにあたり、「保育士の楽しさを知ってもらう」という基本姿勢で受け入れており、職員にも周知しています。ボランティアや「職場体験」の受け入れ時には、事前に打ち合わせを実施し守秘義務や子どもへの対応方法について伝えています。また、以前には小学校からの依頼で園にグリーンカーテンをしたり、プロの和太鼓奏者が子どもたちに和太鼓の演奏をしてくれたりしています。今後は、より有意義なボランティア活動のためにも基本姿勢を明文化したマニュアルの作成が期待されます。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
  - b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
  - c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
  - イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
  - ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
  - エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
  - オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
  - カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

医療機関、児童相談所、小学校など関連する機関・団体とは、確認すべき事案や共有すべき事項について必要に応じて連携をとっています。さらに、無認可保育所会議へ出席し、理事長、園長と情報共有しています。救急時の連絡先、区役所、消防署などのリストを備えています。とくにアレルギー児別に主治医のリストと連絡先を全クラスに備えています。虐待が疑われる子どもへの対応について、児童相談所、警察、医師などと連携し、ケースカンファレンスを行えるよう整えています。コロナ禍で地域の関係機関との交流はありませんでしたが、今後、地域の関係機関や団体の共通問題に対して協同する取組を行うこととしています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
  - b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
  - c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
  - イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
  - ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

自治会へ加入し、地域のお祭りへ参加しています。地域のお祭りでは、年長児がソーランフェスティバルへ参加しています。園の目の前の河川敷歩道の清掃に協力し、活動の中で地域のニーズや生活課題の把握に努めています。園庭開放や一時預かりの際に育児相談を受け、地域の未就園児の家庭の悩みやニーズを把握するようにしています。

第三者評価結果

27

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
  - b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
  - c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
  - イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
  - ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
  - エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
  - オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

自治会の一員として、職員が地域清掃の協力をし、河川敷歩道の花壇の管理をしています。子どもたちが花を植えたり、掃除をしています。花壇の花や草取りを通じて地域の人々と会話や交流をしています。災害が発生した際には、近隣へ炊き出しを配ったり、自家発電での電気の供給ができるように準備しており、有事の際の共助の準備をしています。今後は把握した地域の福祉ニーズに基づく具体的な事業を計画化することが期待されます。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供  
 Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス  
 Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28	<b>Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</b>	<b>a</b>
----	---	----------

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
  - ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
  - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
  - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
  - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
  - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
  - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
  - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
  - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

保育理念と保育方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、各クラスへ掲示し、職員はいつでも確認することができます。子どもの尊重や基本的人権への配慮については、職員会議を通じて事例検討を行うなどして学び合い、子どもが文化の違いや互いを認め合える心が育まれるよう保育の実践につなげています。年度末に実施する職員個々の自己評価では、各自が定期的に自己点検を行って子どもを尊重した保育について共通理解へつなげています。年間のカリキュラムや月案、週案等で各クラスの保育を振り返り評価しています。さらに全体的な計画や個別の月案等はすべて「子ども中心」の保育を行うこととしていることから、職員は子どもの人権に配慮し、共通の理解を持っています。

第三者評価結果

29	<b>Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</b>	<b>b</b>
----	--	----------

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
  - ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
  - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
  - ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
  - エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

職員会議や研修などを通じて子どものプライバシーに配慮した保育にあたることを周知しています。また、トイレや着替えなど生活の場面やプール活動などの場面ごとの配慮事項について確認し合っています。幼児トイレや延長時に使用するトイレにはドアを設置し、おむつ替えの際はスペースを確保して周りから見えないようにしているほか、着替えの際はカーテンを使用するなどしています。子どものプライバシー保護に関する園の取組については、保護者懇談会で保護者に伝えています。保護者からの相談は、相談室など個別の部屋で安心して話ができるよう配慮しています。今後は、職員がマニュアル等の理解を更に深めていく取組が期待されます。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
  - ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
  - イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
  - ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
  - エ 見学等の希望に対応している。
  - オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

園のホームページやパンフレットには、保育理念や保育方針、保育目標、園の保育の特色、利用に関することなどを写真やイラストを用いて掲載し、利用希望者にわかりやすく伝えています。見学は電話で予約を受け付け、希望を優先して日時を設定し、1日一組を目安にして対応しています。見学案内は、園のパンフレットを渡すなどして丁寧に説明を行っています。利用希望者は、園開放時に来園し、園の様子を知ることができるようにしています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
  - ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
  - イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。

- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>  
 入園説明会で重要事項説明書に沿い、園長が説明をしています。入園説明会后に各クラスで慣れ保育について個々の基本的なスケジュールを決め、保護者の就業状況等や子どもの様子に応じて相談しながら進めることを伝えています。持ち物などは重要事項説明書を参考にしながら、各クラスで実物を見せて説明するなど、保護者が理解しやすいよう配慮しています。入園時は、保育の内容について保護者より同意書を受領しています。

第三者評価結果

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。 b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
  - ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
  - イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
  - ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>  
 保育所の変更にあたっては、保育の継続性に配慮し、見守りが必要な家庭などの場合には、行政への状況の引継ぎを行い、必要に応じた対応を行っています。保護者へは、転園後も「いつでも遊びに来てください」と伝え、相談の申し出があれば、主任や担当が対応しています。今後は転園後も保育の継続性に配慮するため、転園先への引き継ぎ内容を記載する様式や手順書を作成することが期待されます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 a

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
  - ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
  - イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
  - ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
  - エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。

- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

職員は、日々の保育の中で子どもの表情や遊んでいる様子に気を配り、子どもの望ましい発達や成長に必要な援助や関わりができるように配慮しています。運動会や園開放後の登降園時に保護者から直接聞き取った意見などを基に改善策を話し合い、次の行事へ生かすようにしています。個人面談では個々の満足度を把握できるように保護者の話を聞いています。保護者懇談会、保育参観などでも保護者の意見を聞く機会を持っています。保護者の声は職員全員で共有し、改善策を検討しています。今後は、保育運営全体に対して定期的に満足度を把握する調査を行っていくことが期待されます。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
  - ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
  - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
  - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
  - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
  - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
  - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
  - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決の体制が整備されており、苦情解決責任者を園長、苦情受付担当者を主任とし、第三者委員を重要事項説明書に明記し、入園前説明会で保護者へ説明しています。保護者からの意見等は、担当者が記録を残し、職員会議の際、全職員へ周知しています。意見などを受けた職員は園長や主任へ報告し、解決に向けた話し合いを行い、対応の仕方について保護者へ面談などで伝えていきます。今後は、保護者等が苦情を申し出しやすい取組の工夫が期待されます。

第三者評価結果

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。	b
----	---	---



【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
  - ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
  - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
  - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

重要事項説明書で苦情解決責任者を園長、苦情受付担当者を主任とし、第三者委員の連絡先を明記し、面接、電話、文書、担任などへ相談や意見を受け付けることを保護者へ説明しています。普段から意見や要望を言いやすい環境をつくるため、保護者とのコミュニケーションを大切に、信頼関係を築くようにしています。保護者からの意見等は、職員会議などで全職員へ周知しています。相談スペースとして空いている部屋を使用し、保護者が安心して意見を言いやすい環境を整えています。今後は、複数の方法や相手を選べることを説明した文書を作成し、掲示等で保護者に伝えて行くことが期待されます。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
  - ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
  - イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
  - ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
  - エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
  - オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
  - カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

園長は、登降園時に保護者と挨拶を交わし、相談や意見を聞く機会と捉え、積極的に声をかけています。また、保護者の気持ちに寄り添って傾聴することなどを職員に伝えていきます。すぐに解決できない場合は、検討後に回答する旨を説明したうえで迅速に対応できるよう努めています。改善すべき内容を把握した際は、緊急の話し合いを行い、解決に向けて組織的に取り組んでいます。相談や意見の対応手順として、その都度、園長、主任へ報告し対応を行っていますが、更なるマニュアルの整備が期待されます。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
  - ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
  - イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
  - ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
  - エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
  - オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
  - カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

小さなけがなどは随時職員で共有しています。毎月の職員会議を通じて、全職員へヒヤリハットの事例を共有し、フィードバックすることでリスク意識の改善につなげています。保育中に怪我が発生した際は、原因、対策、予防についての検討や対策を行い、事故発生から完治するまでフォローをしています。「事故予防・対応マニュアル」には事故発生時の対応方法を明記し、職員間でリスクを共有しています。さらに消防署の指導による救急救命研修を受講し安全に備えています。今後は、リスクに対する安全委員会等の設置により、リスクマネジメントに関する体制を整備していくことが期待されます。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
  - ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
  - イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
  - ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
  - エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
  - オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
  - カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
  - キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>  
 感染症対策においては、園長、主任による指示系統を確立し対策を実施しています。「感染症対応マニュアル」は職員会議で内容の周知を行っています。さらに、行政からの通達や横浜市からの園医の手引きをもとに「感染症に対するマニュアル」の見直しを園長、主任が適宜行い、職員に周知しています。感染症の発生時には、保護者へメール等で周知しています。感染症の特徴や発熱時の対応方法など感染症や季節に合わせた保健に関する内容の最新情報を掲示するなどして情報提供しています。今後は、感染症に関する園内での勉強会や定期的なマニュアルの見直しによる情報のブラッシュアップを図ることが期待されます。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
  - ア 災害時の対応体制が決められている。
  - イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
  - ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
  - エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
  - オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>  
 年間の防災計画に基づき、地震などの防災訓練を実施しています。職員は年1回AEDを用いた心肺蘇生法の研修を行っています。引き渡し訓練を行って、安全に引き渡せるようにしています。災害時等の保護者と職員の安否確認は、一斉メールで行います。食品と備品の備蓄は、管理者を決めてリストを作成しており、アルファ米の炊き出しなども行っています。災害時に地域支援として炊き出し訓練を定期的に行っています。発動機も備え、有事に備えています。川が近いこともあり、避難確保計画を作成し、垂直避難訓練を実施しています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。 a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
  - ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
  - イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。

- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

標準的な実施方法は、「業務マニュアル」を中心とした各種マニュアル・手順書に文書化され、職員も各種マニュアル・手順書に基づいた保育の提供を行っています。保育を実施するにあたり、全体的な計画をはじめ、各年齢に応じた年間指導計画、月指導計画などの指導計画に基づいて保育を行い、定期的に保育士の評価、反省、子どもに関する振り返りをして、子どもを尊重した保育を実践しています。個別に配慮が必要な子どもの対応については、必要に応じて園長、主任と指導方法について話し合い、職員会議の場で共通認識を持ち、統一した対応ができるようにしています。日々の活動は、保育日誌や職員同士のコミュニケーションで振り返り、園長、主任が確認しています。

第三者評価結果

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
  - ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
  - イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
  - ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
  - エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

保育の標準的な実施方法を記載した種々マニュアル・手順書の検証と見直しにあたっては、日々の保育の中での職員による気づきや意見により、保育の実施方法や手順の確認を適宜行い、マニュアル・手順書の見直しにつなげています。また、年度末の職員会議では、職員の共通理解を深めるため、マニュアル・手順書の再確認を行い、反省や振り返りを行っています。マニュアル・手順書の検証と見直しにあたっては、指導計画の内容を必要に応じて反映させているほか、行事後から得た保護者の意見や提案を反映できるようにしています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

各種指導計画の作成責任者は各クラス担任となっています。指導計画は各クラス担任が作成し、主任・園長が指導計画の評価、見直しを行い、翌月の指導計画へ反映させています。日々の保護者とのやり取りや面談、行事などから得た保護者の意向も汲み取り、保育計画に反映させています。保育の全体的な計画作成にあたり、全職員で討議し、それをもとに年間、月間、週日指導計画を策定して子どもの育ちの連続性を確保するための保育を行っています。

第三者評価結果

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
  - b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
  - c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
  - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
  - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
  - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
  - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

各種指導計画は、実践を踏まえ、計画的に園長、主任が中心に評価を行い、課題や改善箇所を次の保育計画作成に反映させています。行事後の保護者からの意見は各クラスで集計し、計画に反映させています。保護者へは懇談会や面談の機会に、全体的な計画や指導計画の内容について説明を行っています。緊急に変更する場合には、園長、主任に相談し変更しています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子どもの発達状況や生活状況等は統一した様式の面談記録表、発達記録などで記録しています。記録や保育帳票などは園内の外付けハードディスクに格納されており、職員が閲覧できるようになっています。記録の記載方法は、経験年数の長い職員からのアドバイスや、職員間で確認し合うなど、適切な記録となるよう努めています。子どもの詳しい状況は各会議で情報共有を行っています。緊急に周知が必要な場合は、直ぐに会議を設定し共有しています。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

個人情報保護については、職員の入職時に確認し、漏洩防止に努めています。さらに年度の初めに共有し、常に危機意識を持って子どもに関する記録の管理をしています。子どもの記録に関する書類の保管期限は在園後から10年となっています。個人情報の取り扱いについて保護者へ入園説明時や保育説明会などで説明を行い、同意を得ています。

(別紙2A)

## 第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
----	---	---

**【判断基準】**

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

**<コメント>**

全体的な計画の作成は年度末に振り返りを行い、次年度の全体的な計画を園長、主任で確認し、子どもたちの現在の育ちと遊びの姿を捉えながら適切な計画となるよう作成しています。作成した全体的な計画は年度の初めの職員会議で全職員に周知・確認をしています。全体の計画から年間指導計画を作成し、月案作成、週日案作成へと保育方針にずれがないように、子どもの姿を捉えながら計画を作成しています。今後は、全職員参画しての取組が期待されます。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	--	---

**【判断基準】**

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

室内の環境が適切になるように、温度、湿度、換気、調光に留意しています。各保育室には、空気清浄機を設置しています。1時間ごとに園内放送にて換気をするようアナウンスを行い、意識して換気を行っています。衛生管理については、「安全点検表」や「掃除チェック表」を用いて清掃・消毒に努めています。寝具は簡易ベッドを使用しており、各クラスで消毒をし、衛生管理に努めています。子どもが過ごす環境構成を常に考え、子どもが遊びたいと思う遊びを見つけられる環境を大切にしています。子どもたちの主体性と選択性を意識し、職員が話し合い、振り返り、評価しています。成長に合わせて改善が必要な際は、安全面も考慮しながら、子どもの発達、興味関心を重視した配置を柔軟に行っています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
  - b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
  - c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
  - イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
  - ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
  - エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
  - オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
  - カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

子どもの発達状況、家庭での環境、子どもの個人差を把握し、尊重した保育をしています。また、保護者の育児方針も尊重し、家庭との連続性も意識しながら保育をしています。子どもの状態、発達に応じた言葉かけや遊びが途切れないような声かけをするなど、保育を行う上での大切さを職員間や会議で繰り返し話し合い、確認しています。様々な場面での対応の仕方についても子どもの気持ちに寄り添うことを伝えています。担任以外の職員で関わりを持つなどして気持ちの切り替えがスムーズに行えるよう、場所、人などに変化をもたせるようにも工夫しています。子どもに対する声のかけ方や接し方については、個々に合わせた対応をしています。



A4	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

基本的な生活習慣の習得では、家庭での情報を丁寧に聞き取り、一人ひとりの発達状況や興味・関心に合わせて食事やトイレトレーニングなどを進めていけるようにしています。身の回りのことや基本的な生活習慣が身に付くよう、子どもの気持ちを尊重しながら、子どものやりたい意欲を大切に、自分でできた時の達成感を得られるよう見守っています。個人の物の管理を意識づける工夫がされており、名前と個人のマークで子どもにも分かりやすくしています。子どもへは急かすような言葉ではなく、子どものやる気や意欲に繋がるような声かけの周知を職員間でも行っています。

A5	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。

- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

戸外での活動が多く、園の前の川沿いに花を植えたり、草取りを行うなどして地域の方々とふれあう機会があります。子どもが主体的、自発的に遊べるように興味・関心や発達に合わせた玩具、室内外や季節に合わせた環境を整えています。0歳児、1歳児クラスでは、戸外や室内で歩くことを楽しんでおり、公園の草や葉などにも興味・関心を寄せています。2歳児、3歳児、4歳児、5歳児クラスでは、椅子取りゲーム・フルーツバスケット・鬼ごっこやドッチボールなどルールのある遊びを楽しみ、遊びも発展しています。3歳児・4歳児・5歳児クラスでは、外部からの講師による体操・英語・ダンス・ピアノを取り入れ、子どもたちの表現活動の場にもなっています。戸外活動の際は、近隣の人や消防署で挨拶をしたりする機会もあり、交流の場になっています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

0歳児クラスでは、養護と教育の一体的な展開を見据えて適切な環境を整備しています。養護に重きを置く時期でもあるので、一人ひとりの子どもの状況や月齢に合わせた保育をしています。0歳児クラスでは、長時間過ごす際に、適した環境の中で安心して保育士と愛着関係が築けるよう配慮し、応答的な関わりの中から興味・関心を持って生活と遊びができるようにしています。子どもたちが安心して過ごせるよう家庭との連絡を密にし、生活リズムを把握しながら職員の関わりや動きに配慮しています。おむつ替えや着替えでの1対1の関わりは、大切な時間と捉え動作に言葉を合わせ、丁寧な言葉がけをしながら行っています。玩具は発達段階に応じて手作り玩具を用意し、子どもたちの興味・関心に繋げています。保護者と連絡帳や送迎時に生活の様子を情報交換し、子どもの様子が分かるようにしています。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
- カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

3歳未満児の保育では、個別の指導計画を毎月作成し、子どもの状況に合わせた保育を実施しています。子どもの発達状況を把握し、自発性、主体性を大切に、個々の興味に合わせた活動が十分に行えるよう、保育者の関わりや環境に配慮しています。子どもが主体的な遊びができるよう職員間で連携し、子どもの主張や意欲を受け止め、援助しすぎることなく、見守りの姿勢で子どもの気持ちを尊重しています。また、子どもたち同士で遊ぶことの楽しさを知るために職員も一緒に遊びに参加しています。子ども同士のぶつかりあいでは、保育者が仲立ちや代弁をし、気持ちが理解できるようにしています。

第三者評価結果

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3歳児以上の保育では、各年齢の保育計画を作成し、子どもの発達に合わせて見通しを持って保育を行っています。3歳児では、集団での活動をルールや役割のある遊びを通して、発達につなげています。また、「そだちのあゆみ」で1年間の成長を確認できるような取組もしています。4歳児では、一斉活動を通して、集団での活動の楽しさ、達成感を感じています。5歳児では、話し合いの場を設け、子どもたちで活動内容や行事を決める協同的な活動を意識しています。また、3歳児・4歳児・5歳児では、絵本を活用した知育の時間も設けています。子ども同士のぶつかりあいでは、保育者が仲裁や判断するのではなく、子ども自身がその時々のお気持ちに折り合いをつけられるように経験を重ねることを大切に、お互いのお気持ちを理解できるように子どもの気持ちに寄り添っています。就学先とは保育要録の送付を行い、連携しています。

第三者評価結果

A9	<b>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</b>	<b>a</b>
----	--	----------

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
  - ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
  - イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
  - ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
  - エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
  - オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
  - カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
  - キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
  - ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

配慮が必要な子どもに対しては、クラスの指導計画と紐づけて個別の支援計画を作成する手順となっており、地域療育センターと連携を図りながら、子どもの状況に応じた援助方法を相談・確認しています。子ども同士のかかわりについては、職員とのかかわりを通して、子どもの様子を見ながら活動に参加ができるよう配慮しています。保護者とは、登降園時のやり取りのほか、随時面談を行うなどして情報共有しています。職員は、障害のある子どもの保育に関する外部研修に参加し、研修内容を職員会議で学び合うなどしています。重要事項説明書には「障害児保育について」、お子様にとって安心・安全を第一に、保護者との連携を密にとり、保育します、と明記し、入園時に保護者に伝えています。

第三者評価結果

A10	<b>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</b>	<b>a</b>
-----	--	----------

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
  - ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
  - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
  - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
  - エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
  - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
  - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
  - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

保育時間の長い子どもの引き継ぎでは、職員間での口頭伝達や「伝達表」を用い、保護者へ伝達漏れのないようにしています。延長保育では、子どもの状況に合わせて、担当職員が安全面に配慮しながら臨機応変に活動内容を工夫しています。朝、夕方は、異年齢保育になることが多いこともあり、長く過ごす時間を心地よく過ごせるよう、環境の見直しを行い、日中の年齢の活動を考慮しながら、子どもの状況や興味関心、年齢、体力面に応じて、ゆったり過ごせるよう配慮しています。利用時間に応じて、乳児は牛乳を提供し、幼児では水分補給を適度に行っています。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
  - ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
  - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
  - ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
  - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
  - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

5歳児の年間指導計画には、「小学校との接続」として、カリキュラムが就学に向けた内容になっています。登園時間の取り決めが小学校を意識した時間の流れになっています。昨年度、今年度はコロナ禍のため幼保小連携会議や小学校の教諭との懇談はできていませんが、要録を元に引き継ぎ内容の伝達を行い、就学後も切れ目のない子どもの成長に繋げています。就学に向けて、子どもや保護者が見通しを持てるよう、面談や懇談会では、不安にならないように伝え、安心に繋げています。今後は「全体的な計画」から紐づけ、小学校の教員との意見交換や小学校教諭の交流の機会がもてるよう検討しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
  - ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
  - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
  - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
  - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
  - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
  - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
  - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
  - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

子どもの健康管理には、「保健・衛生マニュアル」があり、それに基づき一人ひとりの健康管理を行っています。入園時に保護者に、一人ひとりの健康管理カードへ既往歴などを記入してもらい、提出後は全職員で共有しています。日々の子どもの体調の変化・怪我などの健康状態については伝達表に記入し、担当の職員以外でも送迎時に保護者に正確に伝えています。園では、「年間保健計画」を作成しており、園児の健康増進、感染症予防等の取組を行っています。季節に合わせた保健内容や感染症内容、予防についてのワンポイントアドバイスをを行い、保護者へも保健に関する意識づけになるよう取り組んでいます。午睡時にプレスチェック表を用いて0歳児5分毎、1歳児10分毎、2歳児15分毎に触診し、安全確認を行っています。乳児突然死症候群情報には入園時の面接にて説明を行っていますが、今後、ポスターの掲示などで、より一層の注意喚起をする予定です。

第三者評価結果

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
  - ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
  - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
  - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

年2回の健康診断を受診し健康状態を把握しています。歯科健診は年2回全園児が受診しています。受診結果は、「健康台帳」に記録し、保護者に結果報告を行っています。職員間でも健診内容を把握しています。健診前には、どんなことをするのか、絵本や紙芝居を使用して話をしています。1歳児クラスでは、保育者が病院の先生の役になり、内科健診ごっこをして不安にならないようにしています。健診内容は、必要に応じて受診につなげるようにしています。日々の保育の中で、絵本、紙芝居等を通じて、子ども自身が健康に関心をもち、鼻のかみ方や風邪予防等へ自ら気をつけられるよう指導しています。

A14	<b>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。</b>	<b>b</b>
-----	--	----------

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
  - ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
  - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
  - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
  - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
  - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
  - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもに対しては、入園前面談にて園長、主任同席の上、細かな聞き取りを行い、全職員で共有し把握しています。アレルギー対応マニュアルを基に、生活管理指導票の指導内容に沿って除去食対応の献立を作成しています。アレルギーのある子どもに関して、年1回医師の診断と共に「生活管理指導票」を提出してもらい、横浜市の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」をもとに適切に対応しています。食事の提供については、調理室と職員でチェックを行い、誤配膳がないように徹底しています。アレルギー疾患のある子どもは食器は色分けし、名前が記載されている専用トレイにのせた状態で給食室からでてきます。今後、園内でのアレルギー疾患、慢性疾患等について理解を深めるための取組を行うことにしています。

A-1-(4) 食事

A15	<b>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。</b>	<b>a</b>
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
  - ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
  - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
  - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
  - エ 食器の材質や形などに配慮している。
  - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
  - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
  - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
  - ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

食育年間計画に基づき、子どもの状況に合わせた食事を提供しています。職員は、子ども一人ひとりの食事量や好みを把握し、完食の達成感を味わえるように支援しています。家庭での食事内容を把握したり、園での献立をサンプルケースなどで紹介しています。園内でキュウリやトマトなどの様々な野菜の栽培、収穫を行い、調理して食べることで食への興味関心へつなげています。栽培した野菜を食べたり、クッキングしたりすることで苦手な野菜が食べられるようになっていきます。0歳児クラスの離乳食では、食材の形状、固形物の柔らかさの度合など家庭と連絡を取り合い、子どもの発達や個々の咀嚼に合わせて次段階へ移行しています。自分で食べようとする意欲を育むことを大切にしているため、手づかみ食べに重点を置き、小さめのおにぎりにしたり食べやすいようにしています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
  - ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
  - イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
  - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
  - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
  - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
  - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
  - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

離乳食の子どもへは、体調やお腹の状況を保護者と話し合い、初めて口にする食材は先ず家庭で食べてから園で提供するようにしており、慎重な対応を行っています。月1回、給食会議が行われ、子どもの喫食状況や献立について振り返りや次月の献立に反映しています。毎月「給食だより」を発行し、旬の食材の紹介や行事食の由来について伝えています。また、旬の食材を使い、行事に合わせた食の提供を行うことで、季節を感じられるようにしています。さらに、特別食として誕生日食や行事食を提供し、子どもたちが楽しめるよう工夫しています。衛生マニュアルが整備されており、子どもが安心して食事ができるよう衛生管理に取り組んでいます。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a



【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
  - b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
  - c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
  - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
  - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
  - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

園では、個人別の連絡ノートで家庭と園の様子を伝え合っています。一日の様子については、送迎時に保護者に口頭で伝達し、担当職員が不在の場合は伝達表をもとに伝えています。クラスのお知らせでは、クラスの保育の様子が記載されており、毎月の保育の意図を伝えています。年2回「そだちのあゆみ」を配布して、子どもの様子を保護者へ伝えています。写真の掲載、掲示、手紙で配布し、定期的な面談で子どもの成長を保護者へ伝えています。行事内容は、各年齢に合った活動を取り入れ、子どもの成長を保護者と喜び合い、共感できるように努めています。個人面談内容は必ず記録しており、面談後も家庭支援や保育に生かしています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
  - b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
  - c) 保護者が安心して子育てができるようになるための支援を行っていない。
- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
  - イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
  - ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
  - エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
  - オ 相談内容を適切に記録している。
  - カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

登降園の際には、職員から積極的にコミュニケーションを図れるよう声かけに努めています。子どもの様子を伝えるだけでなく、保護者からの話を聞くことを大切にしています。登降園時に話さけない時は、連絡ノートの活用や日を改めて話す機会を設けるなどして、保護者の不安、心配の軽減に努めています。家庭の事情により、急な延長保育等や要望に柔軟な対応ができるようにしています。通常の個人面談以外でも保護者の要望があれば面談できるように配慮しています。園には、専門職として、保育士以外にも、栄養士や看護師が配置されているので、必要に応じて対応しています。担当の職員が保護者の相談を受けた場合は、適切な対応ができるような体制をとっています。相談内容は記録しています。

A19	<b>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</b>	<b>b</b>
-----	---	----------

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
  - b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
  - c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
  - イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
  - ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
  - エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
  - オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
  - カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
  - キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

虐待等の権利侵害を見逃さないように、毎日の着替えや身体測定の際に観察して早期発見に努めています。子どもや保護者の様子から虐待の兆候を感じた時は、職員間で情報共有するとともに、声かけをしたり個人面談につなげています。虐待防止のために、普段からの保護者との信頼関係の構築に心がけています。虐待等が発生した場合は、関係機関や行政に連絡し、連携して対応することとなっています。今後、園として虐待防止対応マニュアルを作成し、園内研修を実施し、職員の虐待に対する知識、対応についての理解を深めていくことにしています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

A20	<b>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</b>	<b>a</b>
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。

- ☑ ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- ☑ イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ☑ ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- ☑ エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- ☑ オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- ☑ カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

日々の保育の振り返りを行っており、年間指導計画では期ごとに、月間指導計画では、それぞれ月ごとに振り返りを行い、次の指導計画に反映をしています。気になる内容については、職員会議で話し合い、職員全体で討議・共有しています。保育士の自己評価は毎月1度実施して、職員の質の年度末の園長との面談の際に自己評価をもとに振り返り、保育の改善、質の向上へとつなげています。年間の保育所の自己評価は、全職員の自己評価をもとに実施しています。



株式会社フィールズ  
〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F  
TEL:0466-29-9430  
Mail:hyouka@fieldsshonan.jp

A thick, solid pink horizontal bar spans the width of the page at the bottom, serving as a decorative footer element.